

扶桑町ごみ処理基本計画（改訂版）のあらまし

計画策定の背景と目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき改訂するものであり、環境基本法に基づく環境基本計画、自治体の基本的計画となる総合計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

扶桑町においては、現行のごみ処理基本計画を平成27年3月に改訂し、令和元年度を中間目標年度、令和6年度を目標年度として、ごみの減量、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできました。その結果、ごみの排出量が減少するなど、一定の成果が出ています。

中間目標年度である今回、ごみ処理を取り巻く考え方や法制度の動向を反映し、扶桑町において持続可能な社会の実現を目指すため、現行計画の中間見直しとして改訂します。

なお、現計画の計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間とし、計画期間内であっても、社会情勢が大きく変化した場合には、適宜見直しをします。

現行計画の目標達成状況

現行のごみ処理基本計画では、1人が1日に排出するごみの量について、数値目標を設定しています。

平成30年度の実績では、家庭系・事業系ともに目標を達成しています。

家庭系・事業系
ともに達成

1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	H25 実績値	H30 目標値	H30 実績値	達成 状況
家庭系ごみ	469	450	448	達成
事業系ごみ	141	135	127	達成

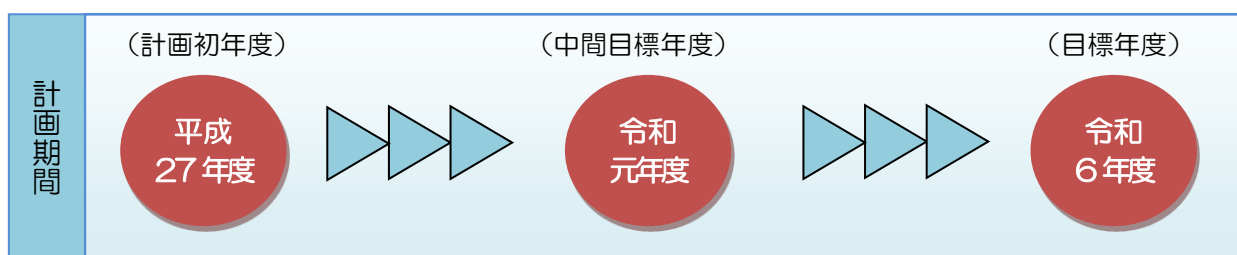


新たな計画の基本的事項

扶桑町では従来実施してきた施策に加え、「第4次循環型社会形成推進基本計画」(H30.6 環境省)を踏まえ更に取り組みを進めるべき段階に入ってきていると考え、これまでより一歩進んだ持続可能な社会の実現を目指して、計画の基本理念と計画期間及び基本方針と基本的な施策を以下のように設定します。

計画の基本理念

持続可能な社会の実現化
～資源を大切にし、持続可能なまちの実現～



計画人口

計画期間における扶桑町の人口は、以下のよう
に設定します。

人口は平成25年度からいったん増加し、その
後減少すると見込まれています。

年度		計画人口 (人)
実績値	H25	34,346
	H30	34,705
目標年度推計値	R6	34,574

計画の数値目標

計画の数値目標は、家庭系ごみ、事
業系ごみともに、1人1日当たりの排
出量で設定しました。



種類	H25	H30	R1	R6
	実績値	実績値	中間目標 年度	目標年度
家庭系ごみ(1人1日あたり排出量: g/人・日)				
合計	469	448	445	433
事業系ごみ(1人1日あたり排出量: g/人・日)				
可燃ごみ	141	127	126	120

基本方針

基本的な施策

持続可能な社会に向けた
意識改革

さまざまなメディア・イベントをと
おしての啓発、情報発信

- 1) 広報紙、回覧板、ホームページ等による啓発、情報発信
- 2) 施設見学会等の開催
- 3) ごみ減量説明会(出前講座)の開催
- 4) 事業所向け手引書の作成

環境教育、環境学習の推進

- 1) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰
- 2) 小学生向け副読本の作成

ごみ処理費用負担の適正化

- 1) 事業系ごみの処理手数料の適正化

ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信
基地の充実

- 1) 収集・啓発・情報発信拠点の整備

ごみの発生
抑制の推進

住民の商品購入における取り組みの
推進<家庭系ごみ>

- 1) レジ袋の削減
- 2) リサイクル推進協力店制度の加入店の拡大

家庭生活における取り組みの推進
<家庭系ごみ>

- 1) 不用品交換情報等の広報掲載
- 2) エコクッキングの推進
- 3) フリーマーケットINふそう会への支援
- 4) エコクラブひまわりの会への支援

事業所に対するごみ減量の指導強化
<事業系ごみ>

- 1) 多量排出事業者に対するごみ減量化計画作成・提出の指導

ごみの資源化の推進

生ごみの資源化の推進
<家庭系ごみ>

- 1) 生ごみ処理機等設置への補助
- 2) 家庭でできた堆肥の有効利用の普及促進

紙類、容器包装類等の資源化の推進
<家庭系ごみ>

- 1) 集団回収への補助
- 2) プラスチック製容器包装の分別促進
- 3) 雑紙の分別収集の推進
- 4) リサイクル活動団体への支援

生ごみの資源化の推進
<事業系ごみ>

- 1) 公共施設の生ごみ処理機等の活用
- 2) 事業所の生ごみの資源化の推進

循環資源の高度利用

- 1) 使用済み小型家電の資源化の推進
- 2) 剪定枝の資源化の促進

再生品の利用促進

- 1) 公共施設での再生品利用及びグリーン購入の促進
- 2) 住民、事業者に対する再生品利用のPR

事業者への指導強化

- 1) 資源物の分別の指導

ごみの適正処理
体制の確保

収集運搬

- 1) ごみ出し、収集に関する体制の検討

中間処理

- 1) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備
- 2) 新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化の検討

最終処分

- 1) 最終処分量の低減
- 2) 最終処分場の安定的確保

ごみ散乱防止計画

- 1) ごみ散乱への対策
- 2) 不法投棄防止活動の実施
- 3) 住民・事業者の清掃活動に対する支援(アダプトプログラム)

計画の推進体制

基本理念である「持続可能な社会の実現化」を達成するためには、行政の努力はもちろんのこと、住民・事業者が積極的に参画し、三者が連携して取り組んでいく必要があります。そのために、三者がそれぞれの役割を果たすと同時に、進捗状況等を適宜評価することにより、必要に応じた改善策を検討します。

●住民・事業者・行政の役割分担

	住民の役割	事業者の役割	行政の役割
持続可能な社会に向けた意識改革のために	ごみと環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者としての意識と責任を持つとともに、地域での清掃活動等に積極的に参加する。	企業の社会的責任として、環境に配慮した企業経営を行うとともに、他の業界・事業者と連携を深める。	率先して意識改革を行うとともに、住民・事業者に対して、施設見学会や情報提供等を積極的に行う。
ごみの発生抑制の推進のために	一人ひとりが極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がける。	事業活動においてごみの発生抑制を意識し、ごみの出にくい商品づくりや簡易包装を心がける。	ごみの減量化に有効な施策を模索し、住民・事業者に対して協力を呼びかける。
ごみの資源化の推進のために	日常生活において、再生品を購入するなど、リサイクルを意識して行動する。	事業活動において再生品を多く利用する。また再生利用ルートや技術の確立を行う。	ごみの資源化に有効な施策の策定・実施と、リサイクル活動等への積極的支援を行う。
ごみの適正処理体制の確保のために	町のごみ出しルールに従い、新たな分別収集の導入について理解・協力する。	「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って発生したごみの処理を適正に行う。	ごみの適正な処理体制の維持・整備及び住民・事業者への協力を呼びかける。

12 つくる責任
つかう責任



【お問い合わせ】

扶桑町産業建設部産業環境課

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

tel: 0587-93-1111 (代表)

<http://www.town.fuso.lg.jp/> 令和2年3月